

集団訴訟 Q&A

Q どうして東電だけでなく国も被告とする裁判を行うのですか？

A 私たちは、今回の事故を公害ととらえています。そして、原発政策を推進し、安全神話を振りまき、操業を許してきた国にも、事故についての法的責任があると考えています。しかし、国は法的責任を認めようとはしません。そこで、裁判を通じて国の法的責任を明らかにしたいと考えています。もっとも、法廷のなかで主張しているだけでは、裁判所は被害者を勝たせてくれません。勝訴するため、被害者の方々が声を挙げて、国に法的責任があるという世論を盛り上げていく必要があります。

Q 何を目的とした裁判なのですか？

A 被害者の方々の様々な要求を実現させることを目的とした裁判です。今回の事故について、国の法的責任が認められれば、国は被害救済のため、生活再建や環境回復、健康被害対策、賠償などの対策をとり、責任を果たすことが求められるようになります。被害者の方々の要求が、法律や政策という形で実現されることになるのです。また、私たちは被害者の方々の要求が実現されることによって、放射性物質もない、原発もない、二度と公害が起きない、そんな社会を作っていきたいと考えています。この裁判は、そうした社会づくりのための取り組みの一環として位置づけられます。

Q どれくらいの時間と費用のかかる裁判なのでしょう？

A 相手のある話なので、何年で終わると確定的なことはお約束できませんが、数年で終わらせるよう弁護団も最大限努力します。早く解決できるかどうか、被害者の方々の取り組みや世論の動向によるのが大きいです。費用は、訴訟費用などがかかります。現段階では確定できないのですが、数万円になると考えられます。被害者の方々のご負担とならないよう、月額数百円の会費制のような形で活動を続けていくことを考えています。また、カンパ集めなど財政活動にも取り組む予定です。

Q 原告になると何か不利益をこうむることはありませんか？

A 裁判で訴えることは被害者の方の権利ですので、法的に不利益をこうむることは一切ありません。また、訴訟に関係のない第三者が、原告になっている方の個人情報などを入手することも通常ありません。ご心配な方は、弁護団にご相談ください。

Q 原告になると、
どういったことをしなければならなくなるのですか？

A 条件の許すかぎり、できることは何でもしていただきたいです。裁判所に傍聴に行く、陳述書を書く、署名を集める、新聞などに投書する、周囲の人たちに支援を求める、国会議員や省庁に要請するなど、様々なことがあります。過去の勝訴した公害訴訟などでも、被害者の方々はこうした取り組みに熱心に参加されていました。

Q 原状回復を手がかりとした集団訴訟だそうですが、
どうして原状回復なのですか？

A 今回の事故により、放射性物質が拡散し様々な被害が出ています。放射性物質は、地面に落ちてからも被害を出し続けますし、被害はまだ終わっていません。被害者は、加害者に対して、「放射性物質を取り除け」「元に戻せ」と要求する権利をもっていますし、こうした要求は被害者の方々に共通するものだと考えています。また、「元に戻せ」と要求することは、放射性物質をまきちらす元凶でもあり、事故の根本的な原因でもある原発をなくさせることにもつながります。

Q どういった人が原告になれるのですか？

A 理論的には、裁判の目的や理念に共感できる人で、事故により被ばくを避けられない人すべての方が原告になりえます。ただ、そうすると原告の範囲は西日本にまで及ぶことになりえます。その場合、かえって訴訟の意義や焦点がぼやけてしまう危険性があります。そこで、事故当時、福島県内及び隣接する宮城県、山形県、栃木県、茨城県に居住していた人を第一陣の原告とすることを予定しています。事故後、福島県など前記の各県から県外に避難した人でも原告にはなれます。栃木県や茨城県などを加えているのは、放射性物質が県境を越えることを象徴的に表すためです。

Q 東電に対して賠償請求を別に行っているのですが、
それでも原告にはなれますか？

A この裁判では、原状回復を求めるのと同時に、それが達成されるまでの間、慰謝料として象徴的な金額を支払えということを求めます。ただし、この慰謝料の性格は、放射線物質によって汚染された状況で生活をせざるを得ないこと or これにより避難せざるを得なかったことに伴う精神的苦痛に対するものです。これは、中間指針などに基づく慰謝料とは性格を異にしますので、すでに東電書式の請求書などを用いて賠償を支払われた方でも原告になれます。また、慰謝料以外の営業損害や財物損害などを請求している方でも、請求の項目が異なりますので、原告にはなれます。

Q 私は首都圏に住んでいるのですが、
この裁判にかかわることはできないのですか？

A この裁判は、原告と弁護団が頑張れば、それだけで勝訴できるという裁判ではありません。原告以外の方々の協力と支援が絶対に必要です。支援の会に入会する、裁判を傍聴する、原告の要請や集会などと一緒に参加する、周囲に呼びかけるなど、様々な支援の取り組みをしていただけると幸いです。